

21.執行部の反問権

【21-1】執行部の反問権の規定状況(平成24年12月31日現在)

	執行部の反問権 を条例や規則など で規定している
5万未満 (251市)	76市 30.3%
5～10万未満 (270市)	84市 31.1%
10～20万未満 (157市)	41市 26.1%
20～30万未満 (49市)	17市 34.7%
30～40万未満 (28市)	9市 32.1%
40～50万未満 (21市)	7市 33.3%
50万以上 (15市)	4市 26.7%
指定都市 (20市)	3市 15.0%
全市 (811市)	241市 29.7%

【21-2】執行部の反問権の根拠規定(平成24年12月31日現在)

	議会基本条例	要綱や申し合わせ	その他
5万未満 (251市)	57市 75.0%	13市 17.1%	6市 7.9%
5～10万未満 (270市)	58市 69.0%	17市 20.2%	9市 10.7%
10～20万未満 (157市)	33市 80.5%	5市 12.2%	3市 7.3%
20～30万未満 (49市)	15市 88.2%	1市 5.9%	1市 5.9%
30～40万未満 (28市)	4市 44.4%	3市 33.3%	2市 22.2%
40～50万未満 (21市)	4市 57.1%	1市 14.3%	2市 28.6%
50万以上 (15市)	1市 25.0%	2市 50.0%	1市 25.0%
指定都市 (20市)	2市 66.7%	0市 0.0%	1市 33.3%
全市 (811市)	174市 72.2%	42市 17.4%	25市 10.4%

各割合は、執行部の反問権を規定している市(241市)の人口段階別の市数を基準としている